



平成 26 年 1 月 24 日

各 位

会 社 名	株式会社ダイセキ環境ソリューション
代 表 者 名	代表取締役社長 二宮 利彦
コード番号	1712 (東証・名証 各第一部)
問 合 せ 先	取締役企画管理本部長 村上 実
電 話 番 号	052 (611) 6350 (代表)

公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 1 月 24 日開催の取締役会において、公募及び第三者割当による新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達のための目的】

当社グループは、当社及び連結子会社 1 社（株式会社グリーンアローズ中部）で構成されており、当社グループは親会社である株式会社ダイセキを中心とする企業グループ（以下「ダイセキグループ」という。）の一員であります。ダイセキグループは産業廃棄物処理と資源リサイクルを主たる事業とし、連結子会社 4 社（当社、北陸ダイセキ株式会社、株式会社ダイセキMCR及びシステム機工株式会社）及び当社関係会社 3 社（株式会社グリーンアローズ中部、株式会社グリーンアローズ九州及び株式会社グリーンアローズホールディングス）で構成されております。

当社グループは、主として土壌汚染関連事業、廃石膏ボードリサイクル事業（注1）、廃蛍光灯等リサイクル事業及び環境分析事業を主な事業内容とし、資源のリサイクルを基軸とした事業の展開を図ることにより、広く世の中の環境問題に対するソリューションを提供するものであります。

環境問題に関する規制は、今後もさらに強化される傾向にあり、新たな環境問題が顕在化する可能性も否定できません。今後発生する環境問題であっても、「現状認識のための調査・分析」と、「リサイクル技術の応用」は、問題解決のための重要な要素になると考えております。従って、当社グループは、独自で保有する調査・分析機能及びリサイクル処理のノウハウを駆使し、多様化する環境問題に対する的確なソリューションを提供することにより、事業分野の多角化を図っていくことが当社グループに与えられた使命であると考えております。

今回の新株式発行は、PCB関連事業（注2）への進出のための保管倉庫用地取得及び建屋建設、当社子会社である株式会社グリーンアローズ中部における廃石膏ボードリサイクル事業拡大のための第二工場の用地取得及び工場建設を、当社グループの今後の成長戦略に不可欠な施策として実行するために行うものであり、それらの設備投資の実行により更なる企業価値向上に努めて参ります。また、金融機関からの借入金の返済を行うことにより、財務安定性の向上及び財務基盤の強化が期待されます。

また、本公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しを通じて、株式分布状況の改善及び流動性の向上を図るとともに、第三者割当予定先である、当社の親会社の株式会社ダイセキとの良好な関係を維持することで、更なる企業価値の向上を実現して参ります。

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (注1) 廃石膏ボードリサイクル事業・・建築物の解体現場等から排出される廃石膏ボードを選別・破碎・ふるい分け等により製造した石膏粉を石膏ボードメーカーに納品するとともに、石膏粉を主原料とした固化材を製造販売しております。
- (注2) PCB関連事業・・電気機器のトランスやコンデンサに含まれる微量PCB（ポリ塩化ビフェニル）について、法令により平成39年3月末までの処理期限が定められており、その廃棄処分については社会的な課題となっています。また、各事業者にとり、この微量PCB廃棄物の保管場所がデッドスペースであり、事業活動の大きな支障となっています。これらの問題を解決すべく、当社は解体のスペースを備えた倉庫を賃貸し、微量PCB廃棄物の保管から処分業者での最終処分までのスキームを提供いたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 400,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成26年2月3日(月)から平成26年2月6日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成26年2月10日(月)から平成26年2月14日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 二宮利彦に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式会社ダイセキを割当先とする第三者割当による新株式発行

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 540,000株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 株式会社ダイセキ

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 払 込 期 日 平成26年2月10日(月)から平成26年2月14日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とし、一般募集における払込期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他株式会社ダイセキを割当先とする第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 二宮利彦に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、株式会社ダイセキを割当先とする第三者割当による新株式発行も中止する。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 60,000株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から60,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 二宮利彦に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

4. 野村證券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 60,000株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 野村證券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 平成26年2月25日(火)
- (6) 払 込 期 日 平成26年2月26日(水)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記（5）に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他野村証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 二宮利彦に一任する。
- (10) 上記各号については、野村証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行の払込金額の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、野村証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行も中止する。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社当社株主から60,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、60,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成26年1月24日（金）開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成26年2月26日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年2月19日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の一般募集及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	5,986,300株 (平成26年1月24日現在)
一般募集による増加株式数	400,000株
一般募集後の発行済株式総数	6,386,300株
株式会社ダイセキを割当先とする 第三者割当増資による増加株式数	540,000株
株式会社ダイセキを割当先とする 第三者割当増資後の発行済株式総数	6,926,300株
野村證券株式会社を割当先とする 第三者割当増資による増加株式数	60,000株 (注)
野村證券株式会社を割当先とする 第三者割当増資後の発行済株式総数	6,986,300株 (注)

(注) 前記「4. 野村證券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であります。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 1,902,880,000 円については、平成 27 年 8 月までに 1,600,000,000 円を当社グループの設備投資資金に、残額については平成 26 年 2 月までに当社の短期借入金の返済資金に充当する予定であります。

当該設備投資については、550,000,000 円を平成 26 年 6 月までに当社における PCB 廃棄物保管倉庫の新設資金に、1,050,000,000 円を平成 27 年 8 月までに当社子会社である株式会社グリーンアローズ中部における廃石膏ボードリサイクルの第二工場の新設資金に充当する予定であります。

当社グループの設備投資計画は、平成 26 年 1 月 24 日現在、以下のとおりとなっております。なお、当社子会社の設備投資資金への充当については、当社から当該子会社への融資を通じて行う予定であります。

会社名 事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 弥富倉庫 (愛知県弥富市)	その他(PCB 関連事業)	土地、 建物	550,000	—	増資資金	平成 26 年 2 月	平成 26 年 6 月	(注) 2.
株式会社グリーン アローズ中部 東海リサイクルセ ンター第二工場 (名古屋市港区)	廃石膏ボード リサイクル事 業	土地、 建物、 機械装 置	1,050,000	—	自己資金、 借入金及 び増資資 金	平成 26 年 1 月	平成 27 年 8 月	固化材の 生産能力 約 100% の増加

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. PCB 廃棄物の保管倉庫の新設を目的としており、能力増加はありません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を当社グループの設備投資に充当することにより、これまで以上に強固な事業基盤を確立し、中長期的な業績の向上に貢献するものと考えております。

また、借入金の返済に充当することにより、財務安定性の向上及び財務基盤の強化に貢献するものと考えております。

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、顧客の環境全般に対するニーズの多様化と今後強化が想定される環境関連の法規制等に対応するため、汚染土壌処理設備及び環境分析機器等の充実のための設備投資を進めてまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年2月期	平成24年2月期	平成25年2月期
1株当たり当期純利益	748.29円	3,491.25円	4,990.51円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	400円 (-)	600円 (-)	600円 (-)
実績配当性向	53.4%	17.1%	12.0%
自己資本当期純利益率	0.9%	4.3%	5.7%
純資産配当率	0.5%	0.7%	0.6%

- (注) 1. 実績配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり当期純利益で除した数値であります。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益金を自己資本(純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値であります。
3. 純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり純資産(期首と期末の平均)で除した数値であります。
4. 平成25年2月期より連結財務諸表を作成しているため、平成23年2月期及び平成24年2月期については単体の数値、平成25年2月期については連結の数値であります。
5. 1株当たり当期純利益及び1株当たり年間配当金は、いずれも平成25年9月1日付株式分割(普通株式1株を100株に分割)前の発行済株式総数によって算定しております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

ただし、一般募集と並行して株式会社ダイセキを割当先とする第三者割当による新株式発行(以下「並行第三者割当増資」という。)が行われます。並行第三者割当増資にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第2条第3項に基づく一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮に並行第三者割当増資が一般募集における親引け(発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)として行われたとした場合であっても、実質的に、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。なお、一般募集が中止となる場合は、並行第三者割当増資も中止いたします。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年2月期	平成24年2月期	平成25年2月期	平成26年2月期
始 値	112,600 円	88,700 円	165,600 円	129,000 円 □1,539 円
高 値	133,000 円	267,000 円	208,400 円	192,000 円 □2,107 円
安 値	53,900 円	75,200 円	104,100 円	126,600 円 □1,482 円
終 値	87,200 円	166,700 円	129,700 円	154,900 円 □1,935 円
株 価 収 益 率	116.5 倍	47.7 倍	25.9 倍	一倍

- (注) 1. 株価は、東京証券取引所におけるものであります。
2. 平成26年2月期の株価については、平成26年1月23日(木)現在で表示しています。
3. 平成26年2月期の株価の□印は、平成25年9月1日付株式分割(普通株式1株を100株に分割)による権利落ち後の株価であります。
4. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。なお、平成25年2月期より連結財務諸表を作成しているため、平成23年2月期及び平成24年2月期については単体の数値、平成25年2月期については連結の数値を使用しております。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、並行第三者割当増資の割当先である株式会社ダイセキ、当社株主である株式会社イトジ及び二宮利彦は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、並行第三者割当増資、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

6. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の調達資金は、当社グループの今後の成長戦略に不可欠な設備投資資金に充当する予定であり、これにより、当社グループがこれまで以上に強固な事業基盤を確立し、中長期的な業績の向上に貢献するとともに、更なる企業価値の向上をもたらすものであります。また、借入金の返済に充当することにより、財務安定性の向上及び財務基盤の強化に貢献するものであります。したがって資金使途は合理的であると考えております。

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

7. 第三者割当増資の発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

並行第三者割当増資の払込金額は、一般募集の発行価格と同額といたします。一般募集の発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により決定いたします。

したがって、並行第三者割当増資の払込金額の決定方法は、会社法第201条第2項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当する適切な決定方法であると当社は判断しており、並行第三者割当増資の払込金額は会社法に定める特に有利な条件には該当しないものと判断しております。なお、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、平成26年1月24日(金)開催の取締役会において、監査役4名全員(うち社外監査役3名)が適法である旨意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

並行第三者割当増資により発行される株式数は540,000株(議決権の数5,400個)であり、平成26年1月24日現在の当社の発行済株式総数5,986,300株に対する割合は9.0%(平成25年8月31日現在の総議決権数59,863個に対する割合は9.0%)に相当するものであります。なお、一般募集及び並行第三者割当増資並びに本件第三者割当増資により発行される合計株式数は最大1,000,000株(議決権の数最大10,000個)であり、平成26年1月24日現在の当社の発行済株式総数5,986,300株に対する割合は最大16.7%(平成25年8月31日現在の総議決権数59,863個に対する割合は16.7%)に相当するものであります。これにより結果として株式の希薄化が生じることとなりますが、冒頭の本資金調達のために記載のとおり、今回の調達資金は、当社グループの今後の成長戦略に不可欠な設備投資資金に充当する予定であり、これにより、当社グループがこれまで以上に強固な事業基盤を確立し、中長期的な業績の向上に貢献するとともに、更なる企業価値の向上をもたらすものであります。また、借入金の返済に充当することにより、財務安定性の向上及び財務基盤の強化に貢献するものであります。したがって今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

8. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(平成 25 年 8 月 31 日現在。特記しているものを除く。)

① 名 称	株式会社ダイセキ																					
② 所 在 地	名古屋市港区船見町 1 番地 86																					
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 伊藤 博之																					
④ 事 業 内 容	産業廃棄物の収集運搬・中間処理、土壌汚染調査・処理、使用済バッテリーの収集運搬・再生利用、鉛の精錬及び非鉄金属原料の販売、タンク洗浄及びタンクに付帯する工事、VOCガスの回収作業、スラッジ減量化作業、COW洗浄機器販売、石油化学製品・商品の製造販売																					
⑤ 資 本 金	6,382 百万円																					
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 33 年 10 月 1 日																					
⑦ 発 行 済 株 式 数	45,124,954 株																					
⑧ 決 算 期	2 月末日																					
⑨ 従 業 員 数	770 名(連結)(平成 25 年 2 月 28 日現在)																					
⑩ 主 要 取 引 先	光南工業株式会社、住友大阪セメント株式会社、パナソニック株式会社、ソニー株式会社、株式会社デンソー																					
⑪ 主 要 取 引 銀 行	株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社中京銀行、株式会社北陸銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社																					
⑫ 大株主及び持株比率	<table border="0"> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</td> <td>13.90%</td> </tr> <tr> <td>TAIYO FUND, L.P. (常任代理人シティバンク銀行株式会社)</td> <td>8.39%</td> </tr> <tr> <td>ジェーピーモルガンチェースバンク (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)</td> <td>4.97%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社</td> <td>4.01%</td> </tr> <tr> <td>資産管理サービス信託銀行株式会社</td> <td>3.91%</td> </tr> <tr> <td>山本 哲也</td> <td>2.98%</td> </tr> <tr> <td>伊藤 博之</td> <td>2.98%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>2.93%</td> </tr> <tr> <td>有限会社こども未来研究所</td> <td>2.87%</td> </tr> <tr> <td>伊藤 喜代子</td> <td>2.64%</td> </tr> </table>		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	13.90%	TAIYO FUND, L.P. (常任代理人シティバンク銀行株式会社)	8.39%	ジェーピーモルガンチェースバンク (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	4.97%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	4.01%	資産管理サービス信託銀行株式会社	3.91%	山本 哲也	2.98%	伊藤 博之	2.98%	株式会社三菱東京UFJ銀行	2.93%	有限会社こども未来研究所	2.87%	伊藤 喜代子	2.64%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	13.90%																					
TAIYO FUND, L.P. (常任代理人シティバンク銀行株式会社)	8.39%																					
ジェーピーモルガンチェースバンク (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	4.97%																					
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	4.01%																					
資産管理サービス信託銀行株式会社	3.91%																					
山本 哲也	2.98%																					
伊藤 博之	2.98%																					
株式会社三菱東京UFJ銀行	2.93%																					
有限会社こども未来研究所	2.87%																					
伊藤 喜代子	2.64%																					
⑬ 当事会社間の関係	資 本 関 係 (平成 26 年 1 月 24 日現在)	割当先は当社の普通株式 3,233,600 株を保有しております。																				
	人 的 関 係	割当先の社外監査役 1 名が当社の社外監査役を兼務しております。																				
	取 引 関 係	割当先より当社へ環境分析の委託、産業廃棄物処理の委託、当社より割当先へ産業廃棄物処理の委託の取引があります。																				
	関連当事者への該 当 状 況	割当先は当社の親会社であることから、関連当事者に該当します。																				

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態		(単位：百万円。特記しているものを除く。)		
決 算 期	平成23年2月期	平成24年2月期	平成25年2月期	
連 結 純 資 産	46,177	48,528	50,835	
連 結 総 資 産	54,435	57,108	59,468	
1株当たり連結純資産(円)	977.07	1,027.42	1,075.98	
連 結 売 上 高	31,477	36,513	36,013	
連 結 営 業 利 益	5,390	5,750	5,404	
連 結 経 常 利 益	5,587	5,901	5,554	
連 結 当 期 純 利 益	3,114	3,194	3,024	
1株当たり連結当期純利益(円)	69.15	70.91	67.15	
1株当たり配当額(円)	20.00 (9.50)	20.00 (10.00)	21.00 (10.00)	

※割当先は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、割当先が当該取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、当該取引所のホームページにて確認することにより、当社は、割当先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

(2) 割当先を選定した理由

当社は、親会社である割当先を中心とする企業グループの一員であります。当社の事業活動において、割当先及び割当先を中心とする企業グループの総合力を多面的に活用できるメリットがあります。引き続き割当先との良好な関係を維持することにより、当社グループの企業価値向上に資するものと考え、並行第三者割当増資の割当先といたしました。

(3) 割当先の保有方針

割当先は、親会社として今後の経営安定維持のため、長期的に保有する方針であります。

割当先より、当該割当先が今回の並行第三者割当増資の払込期日から2年以内に、割当新株式の全部又は一部を第三者に譲渡した場合には、当社に書面により報告する旨、並びに当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意する旨の確約をいただきます。

なお、割当先は、野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当先の払込みに要する財産の存在について、割当先が平成26年1月10日に関東財務局長に提出した第56期第3四半期報告書により、当該割当先が割当予定株式の払込金額の払込みに足りる現預金その他流動資産を保有していることを確認しております。

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

9. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 25 年 8 月 31 日現在）		募集後	
株式会社ダイセキ	54.01%	株式会社ダイセキ	54.01%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	8.58%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	7.35%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3.43%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2.94%
株式会社イトジ	2.40%	株式会社イトジ	2.06%
東京海上日動火災保険株式会社	1.47%	東京海上日動火災保険株式会社	1.25%
株式会社三菱東京UFJ銀行	1.33%	株式会社三菱東京UFJ銀行	1.14%
株式会社中京銀行	1.33%	株式会社中京銀行	1.14%
新東昭不動産株式会社	1.33%	新東昭不動産株式会社	1.14%
株式会社タケエイ	1.33%	株式会社タケエイ	1.14%
ダイセキ環境ソリューション従業員持株会	0.83%	ダイセキ環境ソリューション従業員持株会	0.71%

- (注) 1. 平成 25 年 8 月 31 日現在の株主名簿を基準として記載しております。
 2. 募集後の持株比率は、平成 25 年 8 月 31 日現在の発行済株式総数に、平成 25 年 9 月 1 日付株式分割（普通株式 1 株を 100 株に分割）、一般募集及び並行第三者割当増資による増加株式数を加味し、本件第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の数字であります。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

並行第三者割当増資は、①希釈化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条及び株式会社名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 34 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 支配株主との取引等に関する事項

並行第三者割当増資は、支配株主との取引等に該当いたします。当社が平成 24 年 4 月 18 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書では「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「株式会社ダイセキとの取引については、一般取引と同様に公正かつ適正な条件及び手続により行っております。」と記載しております。並行第三者割当増資は公募による新株式発行と同時に行われ、公正かつ適正な条件及び手続により行っており、当該指針に適合していると判断しております。

また、支配株主と利害関係を有しない社外監査役 3 名から、並行第三者割当増資は公募による新株式発行と同時に行われ、資金使途、発行条件等は合理的であり、また、割当先の現在の持株比率を上昇させるものでもないことから、総合的に勘案して、当社の少数株主に不利益を与えるものではないと判断できる旨の意見をj得ております。

並行第三者割当増資は、公募による新株式発行と同時かつ同条件にて行われることから、その発行条件等は公正性を有していると判断しておりますが、さらに公正性を担保するための措置として、上記のとおり、支配株主と利害関係を有しない社外監査役 3 名の意見をj得ております。なお、並行第三者割当増資に係る当社取締役会での決議に際し、支配株主との関係で利益相反となり得る立場の役員はいないことから、利益相反を回避するための措置は採っておりません。

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

12. 最近3年間の業績

	平成23年2月期	平成24年2月期	平成25年2月期
売上高	5,229,995千円	7,227,499千円	7,509,441千円
営業利益	127,672千円	408,025千円	591,633千円
経常利益	146,314千円	400,196千円	600,272千円
当期純利益	44,794千円	208,997千円	298,747千円
1株当たり当期純利益	748.29円	3,491.25円	4,990.51円
1株当たり配当金	400円	600円	600円
1株当たり純資産	78,148.45円	81,795.94円	87,210.88円

- (注) 1. 平成25年2月期より連結財務諸表を作成しているため、平成23年2月期及び平成24年2月期については単体の数値、平成25年2月期については連結の数値であります
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり年間配当金は、いずれも平成25年9月1日付株式分割(普通株式1株を100株に分割)前の発行済株式総数によって算定しております。

以上

ご注意：この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。